

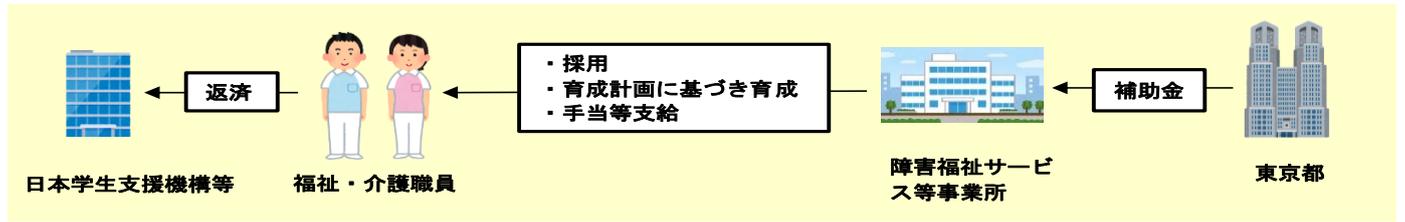
# 【令和7年度】 障害福祉サービス事業所職員奨学金返済・育成支援事業

東京都は、障害福祉サービス等を提供する職場で働きながら、奨学金を返済する福祉・介護業務未経験者等の育成に取り組む事業者を応援します

## 事業の概要

障害福祉サービス等事業所が、常勤福祉・介護職員として採用（有期雇用を除く。）した福祉・介護業務未経験者等を育成計画に基づいて育成するとともに、キャリアアップできる環境を確保するため、在学中に奨学金貸与を受けた職員に対して、奨学金返済相当額を手当等として支給する場合に、東京都が事業者に対して補助します。

〔令和7年度の手当等支給に対する補助金の交付は、令和8年5月となります。〕



## 対象事業所

次の①、②の2つの要件を満たす、以下の障害福祉サービス等を提供する「東京都内の施設・事業所」及び「都外施設（※1）」

- ① 令和7年4月1日現在、「福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ（※2）」のいずれかを取得していること。
- ② 令和7年4月1日現在、職員に対する「資格取得支援制度（※3）」を有していること。

（※1）対象の都外施設については、交付要綱をご覧ください。

（※2）介護保険サービス事業者における「介護職員等処遇改善加算」とは異なります。

（※3）対象者が介護福祉士を受験する場合は、「介護職員初任者研修」「実務者研修」「介護福祉士国家試験」3つ全ての、対象者が社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師を受験する場合は、それぞれの国家試験を対象とする制度であること。

令和7年4月2日以降に制度を創設した場合であっても、令和7年4月1日以降の資格取得を支援の対象とする場合は、対象となります。

対象サービス			
居宅介護	重度障害者等包括支援	共同生活援助（指定共同生活援助）	保育所等訪問支援
重度訪問介護	施設入所支援	共同生活援助（日中サービス支援型）	福祉型障害児入所施設
同行援護	自立訓練（機能訓練）	共同生活援助（外部サービス利用型指定共同生活援助）	医療型障害児入所施設
行動援護	自立訓練（生活訓練）	児童発達支援	自立生活援助
療養介護	就労移行支援	医療型児童発達支援	就労定着支援
生活介護	就労継続支援A型	放課後等デイサービス	就労選択支援
短期入所	就労継続支援B型	居宅訪問型児童発達支援	

※ 国又は地方公共団体が設置する事業所は除きます。（指定管理者が管理するものは対象）

※ 障害者総合支援法第30条第1項第2号に規定する「基準該当障害福祉サービス」、同法第41条の2第1項の規定による「共生型障害福祉サービス」は除きます。

※ 児童福祉法第21条の5の4第1項第2号に規定する「基準該当通所支援」、同法第21条の5の17第1項の規定による「共生型障害児通所支援」は除きます。

## 対象者

次の(1)、(2)のいずれかに該当する者

(1) 次の①～⑤の要件をすべて満たす者【新規申請】	(2) 次の①～④の要件をすべて満たす者【継続申請】
① 令和7年1月2日から令和8年1月1日までに、補助対象事業者(※1)に常勤の福祉・介護職員(有期雇用を除く。)として採用されること。 ② ①の採用日までに学校等(※2)を修了又は卒業しており、補助対象事業者に採用される日以前に、障害及び高齢分野において、福祉・介護職員として通算6か月を超えて勤務した経験がないこと。(学生時代のアルバイト等経験を除く。) ③ 社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士及び公認心理師資格をいずれも有していないこと。 ④ 奨学金を現に返済していること。 ⑤ 補助対象事業所に在籍していること。	① 令和6年度の本事業の対象者であった者(※3) (令和6年度本事業の「確定通知書」の発行を受けた者) ② 奨学金を現に返済していること。 ③ 補助対象事業所に在籍していること。 ④ 常勤の福祉・介護職員(有期雇用を除く。)として勤務していること。

(※1) 裏面「対象事業所」を運営する事業者

(※2) 学校教育法に定めがある大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校

(※3) 令和5年度以前に本事業の対象者であったが、長期休業による返済猶予中等のやむを得ない事情により令和6年度の対象者とならなかった者を含む。

## 対象となる奨学金

以下の貸与型奨学金が対象となります。

- ・独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)
- ・地方公共団体(※高校奨学金事業については、都道府県の所管する公益法人を含む。)
- ・学校等(大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校)

## 対象経費・補助率・上限額

- ・補助対象事業者が奨学金返済相当額として、手当等により支給した額(※)が対象となります。

※補助率 10/10

※1人当たり、年60万円を上限とします(月上限は5万円)。

※補助額は返済額、手当支給額と比較し選定

## 対象期間

1人当たり、5年間を上限とします(条件あり。「補助条件」を参照)。

<次の4要件をすべて満たした月から、補助対象期間が開始します。>

- ① 対象者の採用
- ② 奨学金返済手当等制度の創設
- ③ 奨学金返済手当等の支給開始
- ④ 対象者の奨学金返済開始

## 補助条件

次の(1)、(2)の条件を満たすこと。

(1) 対象事業所は、対象者の育成計画を作成し、対象者に奨学金返済手当等を支給していること。

(2) 対象者は、以下の対象資格のいずれかの取得を目指すこと。

(A) 介護福祉士資格の取得を計画する場合	(B) 社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師資格の取得を計画する場合
補助対象期間の開始月から ① 1年以内に介護職員初任者研修を修了 ② 3年以内に実務者研修を修了 ③ 3年以内に介護福祉士資格を取得していない場合は、4年目に介護福祉士試験を受験 ④ 4年目に不合格であった場合は、5年目にも介護福祉士試験を受験(可否は問わず)  ※平成31年度又は令和2年度に初めて対象者となった方は、資格取得条件が上記と異なります。詳細は交付要綱をご覧ください。	<原則> 補助対象期間の開始月から ① 3年以内に社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師試験を受験(2年以内に取得していない場合、3年目に受験) ② 3年目に不合格であった場合は、4年目にも受験 ③ 4年目に不合格であった場合は、5年目にも受験(可否は問わず)  <例外> 最短の受験ルートであっても受験資格を3年目に満たさず、4年目に満たす場合のみ、4年目からの受験も可。なお、不合格であった場合は、5年目にも受験すること(可否は問わず)。

※ 補助率、補助要件等については、毎年度見直しの可能性がありますので、ご了承ください。

<お問い合わせ先> 公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室

電話:03-6302-0280 FAX:03-3344-8531 メール:s-syogakukin@fukushizaidan.jp

※お問い合わせについては、東京都福祉保健財団 HP に掲載されている「質問票」を用いて FAX 又はメールで送付ください。